

制 度 名	茨城県公立学校情報機器整備補助事業	主管課名	教育改革課・ ICT 教育推進室
		問合せ先	029-301-5308
目的・趣旨	公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器の整備を円滑に実施するため、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して、都道府県を中心とした共同調達等を実施することにより、地方公共団体において、公立学校の情報機器を効率的に整備するため。		
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] GIGA スクール構想における 1 人 1 台端末及び入出力支援装置の整備事業</p> <p>[補助要件等] 「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」等による交付の申請をし、県教育委員会の審査を経て、補助金の交付の決定を受けること。 【公立学校情報機器購入事業（公立学校情報機器リース事業）】 ・都道府県が設置する共同調達会議に参加すること。 ・本事業により学習者用コンピュータの整備又は更新を行うに当たっては、共同調達会議が取りまとめる共同調達によりこれらを行うこと。ただし、別に定める場合はこの限りではない。 ・補助の対象となる端末は、端末の最低スペック基準を満たすこと。 ・調達を行う年度の 5 月 1 日現在の教員数分の指導者用端末を整備すること。 ・児童生徒が利用する端末を対象とした Web フィルタリング機能（違法・有害情報との接触を防ぎ、安心・安全なインターネット利用を補助する機能）を備えること。 ・計画の策定要領に従い、端末の日常的な利活用に係る計画等を策定し、公表すること。</p> <p>[対象経費] 【公立学校情報機器購入事業（公立学校情報機器リース事業）】 学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む。） 【公立学校入出力支援装置購入事業】 障害により情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の更新等に要する経費（情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む）</p> <p>[補助限度額等] 【公立学校情報機器購入事業（公立学校情報機器リース事業）】 補助基準額 1 台当たり 55,000 円 【公立学校入出力支援装置購入事業】 補助基準額 定額補助、下限額 10,000 円 ※詳細については別に定める「入出力支援装置の補助対象の目安」参照</p>			

〔経費負担割合〕				
区 分	国	県	市町村	その他
事業主体：市町村				
【公立学校情報機器購入事業（公立学校情報機器リース事業）】	2/3	—	1/3	—
【公立学校入出力支援装置購入事業】	10/10	—	—	—
〔令和6年度当初予算額〕 570,295 千円	〔令和6年度補助対象団体〕 令和6年4月以降決定予定			
〔備考〕				